

# 令和元年 10 月 1 日からの消費税率引上げに伴う 水道料金及び下水道使用料の改定と経過措置について

令和元年 10 月 1 日から消費税率が 8% から 10% に引上げられることに伴い、水道料金及び下水道使用料についても、次のとおり消費税相当分の改定をいたします。

なお、水道料金及び下水道使用料は軽減税率の適用対象外です。

## 1. 改定の内容

今回の改定は消費税率相当分を 8% から 10% へ引き上げるものです。(料金体系の見直しを行うものではありません)

## 2. 新税率適用日と経過措置

### (1) 新税率適用日

令和元年 10 月 1 日 (施行日) から

### (2) 経過措置

令和元年 10 月 1 日 (施行日) 前から継続利用中の方については、10 月検針分 (11 月請求) の料金は、旧税率 (8%) が適用されます。(抜本改革法附則第 5 条第 2 項)

※注) …10 月 1 日以降に新規開栓等をされる場合は、10 月検針分は、原則通り新税率 (10%) が適用されます。

### 経過措置における適用消費税率の考え方

